

# 空港周辺で物件等を設置される皆様へ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 19 綜複、第 466 号）

空港周辺には、航空機の安全な航行のため、一定の範囲（上図の区域内）で滑走路の海拔高を下限として、物件等の高さ制限が存在します。【航空法第49条】

この範囲内で物件等の設置を計画される際は、事前にお問い合わせいただければ、制限に抵触しないかどうか確認／回答させていただきます。

**※確認に必要な情報【物件の種類／高さ、設置地点の海拔高】をご準備ください。**

なお、物件には、各種アンテナ／看板のほか、クレーン／足場やアドバルーン／凾、植栽なども該当いたしますのでご注意ください。

また、電波で航空機を援助する「航空保安無線施設」との混信／干渉が想定される場合は、調査や計画変更のご協力をお願いすることがございます。

航空の安全を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## ◆お問い合わせ先◆

和歌山県南紀白浜空港管理事務所  
空港ターミナルビル2階  
TEL 0739-42-2348  
FAX 0739-42-3251



マスコットキャラクター「ナンキー」